

議 第 3 6 号

会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例 の 制 定 に つ い て

本 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
を 下 記 の と お り 制 定 す る も の と す る 。

令 和 7 年 (2 0 2 5 年) 2 月 2 1 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 (令 和 元 年 条
例 第 1 7 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 8 条 の 2 第 2 項 中 「 1 0 0 分 の 1 0 0 」 を 「 給 与 条 例 第 1 7 条 の
8 第 2 項 第 2 号 に 規 定 す る 割 合 」 に 改 め る 。

第 1 0 条 第 1 項 中 「 2 8 0 , 0 0 0 円 」 を 「 3 3 5 , 0 0 0 円 」 に 、
「 3 3 0 , 0 0 0 円 」 を 「 3 6 0 , 0 0 0 円 」 に 改 め る 。

別 表 事 務 補 助 の 部 1 級 の 項 中 「 1 4 9 , 1 0 0 円 」 を 「 1 5 3 , 6
0 0 円 」 に 、 「 7 , 0 7 0 円 」 を 「 7 , 2 5 3 円 」 に 改 め 、 同 部 2 級
の 項 中 「 1 5 8 , 6 0 0 円 」 を 「 1 6 3 , 4 0 0 円 」 に 改 め 、 同 部 3
級 の 項 中 「 1 6 6 , 1 0 0 円 」 を 「 1 7 1 , 1 0 0 円 」 に 改 め 、 同 表
技 術 職 の 部 1 級 の 項 中 「 1 6 4 , 7 0 0 円 」 を 「 1 6 9 , 7 0 0 円 」
に 改 め 、 同 部 2 級 の 項 中 「 1 7 9 , 2 2 0 円 」 を 「 1 7 9 , 6 0 0 円 」
に 、 「 7 , 6 5 6 円 」 を 「 7 , 8 8 4 円 」 に 、 「 1 , 3 2 7 円 」 を 「
1 , 3 6 7 円 」 に 改 め 、 同 部 3 級 の 項 中 「 1 8 6 , 7 0 0 円 」 を 「 1
9 2 , 4 0 0 円 」 に 改 め 、 同 部 4 級 の 項 中 「 2 1 8 , 9 0 0 円 」 を 「
2 2 5 , 5 0 0 円 」 に 、 「 1 0 , 3 1 8 円 」 を 「 1 0 , 6 2 6 円 」 に 、

「1,483円」を「1,527円」に改め、同部5級の項中「330,000円」を「385,000円」に改め、同表相談・指導職の部1級の項中「163,700円」を「168,700円」に改め、同部2級の項中「191,200円」を「197,000円」に、「8,491円」を「8,743円」に、「1,493円」を「1,538円」に改め、同部3級の項中「211,800円」を「218,200円」に、「1,660円」を「1,710円」に改め、同部4級の項中「270,200円」を「278,400円」に、「11,112円」を「11,448円」に改め、同部5級の項中「341,900円」を「352,200円」に改め、同表施設の長等の項中「201,700円」を「207,800円」に改め、同表技能職の項中「164,700円」を「169,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年9月24日条例第17号）

改正後		改正前																																			
<p>(勤労手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 勤労手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあっては、当該退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）における報酬に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤労手当基礎額に<u>給与条例第17条の8第2項第2号に規定する割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(外国語指導助手の報酬等の特例)</p> <p>第10条 第2条から前条までの規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年招致事業等により外国語指導助手として任用される者の報酬は、月額とし、<u>335,000円</u>以上<u>360,000円</u>以下とする。</p> <p>2 (略)</p>		<p>(勤労手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 勤労手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあっては、当該退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）における報酬に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤労手当基礎額に<u>100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(外国語指導助手の報酬等の特例)</p> <p>第10条 第2条から前条までの規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年招致事業等により外国語指導助手として任用される者の報酬は、月額とし、<u>280,000円</u>以上<u>330,000円</u>以下とする。</p> <p>2 (略)</p>																																			
<p>別表 (第2条、第8条、第8条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> <th>月額</th> <th>日額</th> <th>時給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事務補助</td> <td>1級</td> <td>定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの</td> <td><u>153,600円</u></td> <td><u>7,253円</u></td> <td>1,010円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務</td> <td><u>163,400円</u></td> <td><u>7,515円</u></td> <td>1,018円</td> </tr> </tbody> </table>		職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給	事務補助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	<u>153,600円</u>	<u>7,253円</u>	1,010円	2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務	<u>163,400円</u>	<u>7,515円</u>	1,018円	<p>別表 (第2条、第8条、第8条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> <th>月額</th> <th>日額</th> <th>時給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事務補助</td> <td>1級</td> <td>定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの</td> <td><u>149,100円</u></td> <td><u>7,070円</u></td> <td>1,010円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務</td> <td><u>158,600円</u></td> <td><u>7,515円</u></td> <td>1,018円</td> </tr> </tbody> </table>		職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給	事務補助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	<u>149,100円</u>	<u>7,070円</u>	1,010円	2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務	<u>158,600円</u>	<u>7,515円</u>	1,018円
職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給																																
事務補助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	<u>153,600円</u>	<u>7,253円</u>	1,010円																																
	2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務	<u>163,400円</u>	<u>7,515円</u>	1,018円																																
職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給																																
事務補助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	<u>149,100円</u>	<u>7,070円</u>	1,010円																																
	2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務	<u>158,600円</u>	<u>7,515円</u>	1,018円																																

改正後		改正前			
	もの		もの		
1 級	指導員又はこれに相当する職（以下「指導員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	168,700円	指導員又はこれに相当する職（以下「指導員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	163,700円	
2 級	相談員又はこれに相当する職（以下「相談員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	197,000円	相談員又はこれに相当する職（以下「相談員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	191,200円	1,493円
3 級	高度の知識経験を必要とする指導員等の職務その他規則で定めるもの	218,200円	高度の知識経験を必要とする指導員等の職務その他規則で定めるもの	211,800円	1,660円
4 級	高度の知識経験を必要とする相談員等の職務その他規則で定めるもの	278,400円	高度の知識経験を必要とする相談員等の職務その他規則で定めるもの	270,200円	1,930円
5 級	相当高度の知識経験を必要とする相談員等の職務その他規則で定めるもの	352,200円	相当高度の知識経験を必要とする相談員等の職務その他規則で定めるもの	341,900円	
1 級	施設の副所長又はこれに相当する職の職務その他規則で定めるもの	207,800円	施設の副所長又はこれに相当する職の職務その他規則で定めるもの	201,700円	
相談・指導職					
相談・指導職					

改正後				改正前							
技能職	1 級	調理業務の補助又は労働の補助の職務その他の規則で定めるもの	169,700円	7,574円	1,082円	技能職	1 級	調理業務の補助又は労働の補助の職務その他の規則で定めるもの	164,700円	7,574円	1,082円
(略)				(略)							